す必要がある。

序

馬

夫 進

檢討」(基盤研究(B)、二〇一三~二〇一五年度、研究代表者:夫馬進)の研究報告を兼ねるものである。 本特集號は科學研究費による共同研究「『巴縣檔案』を中心として見た清代中國社會と訴訟・裁判 中國社會像の再

(一九九七~二〇〇〇年、成果報告書『中國明淸地方檔案の研究』)、「東アジア史上における中國訴訟社會の研究」(二〇〇六~二 語彙集」に記してある。 あったが、二〇一三年五月からは科學研究費の交付を受けて續けた。參加者の名は、小野達哉「『巴縣檔案』 『巴縣檔案』と我々の關わりは兩次にわたる科學研究費による研究、「中國明清地方檔案の研究

○一○年、成果報告書 『中國訴訟社會史の研究』) の延長である。

とを得ていたのでは、 られる點である。 さて、地方檔案を中國史研究の史料として用いる最大の利點は、 しかしいかにディテールが得られると言っても、 しかたないであろう。それをもとにして新しい問題を發見し、そこから從來からある史料を讀み直 從來からある史料からでも得られるような認識と結論 地方志などからでは決して得られないディテールが得

地方檔案はディテールを記すが、それを廣い中國にどこまで敷衍して考えられるかにはよほど愼重でなければならない。

『巴縣檔案』輪讀會が始まったのは二〇一〇年七月である。それはもと水越知氏の求めに應じて私的に始めたもので 1

輪讀會檢討

また で述べたように、 『巴縣檔案』 はおおよそ清朝乾隆年間 乾隆期と同治期における訴訟・裁判の有様と社會の雰圍氣はすいぶん違ってい から宣統年間の訴訟文書を主な內容とするが、 かつて拙稿 る。 中 或 我々は同じ 訴訟社

は以上記した點からだけで見ても、 のそれ、 後半に乾隆朝のそれを集中して讀んだ。時代的な差異に注意したかったからである。 とは言っても、 そこに記される時代的差異に十分に注意する必要がある。 様々な限界を持っているであろう。 讀者諸氏のご批判を請う所以である。 我々は共同研究三年間 本特集號に収録した諸 の前 半に 同 治

門を探し當てることができたほか、 龍場と跳石鎭を訪れたほか、 との何らかの繋がりを確認した次第である。二〇一五年八月には伍躍氏を含めて三人で重慶を訪れ、 もっとも當主は何輝山の名前を出してもご存じなく、そこで示された『何氏族譜』の中にその名を見つけ、 た市場町である。 市)へ赴いた。 二〇一四年二月二十二日・二十三日には 今囘研究會に參加した者は何度か 私は二〇一三年十月に凌鵬氏とともに四川省檔案館と重慶を訪れた。この時は重慶市內でかつての 凌鵬氏にフィールドワークの心得があるのが幸いし、 抗日戰爭期に『巴縣檔案』が保管され戰後に「發見」された樵坪山天成寺をも訪れた。 市内から南約四十キロ離れた太平場へ赴いた。本特集號で書いた何輝山が活動してい 『巴縣檔案』の舞臺である重慶市、 「現代中國社會の歷史淵源」と題する國際シンポジウムを開き、 茶館で教えられて何氏宅を探し出すことができた。 およびそれが所藏されている四川省檔案館 かつての太平場、 始めて何輝 范金民氏 (成 (南 接 衙 2

には 力を得た。 寶良氏 京大學歷史系)、 (京都大學法學研究科) 『巴縣檔案 (西南大學歷史文化學院)、 邱 一一一一一 應星氏 (乾隆朝)』をスキャンするに當たって大變にお世話になった。 それに私が演壇に立った。 (香港中文大學歷史系) (中國政法大學社會學院)、 陳家建氏 には研究會發足以前から樣々に協力いただいた。 (西南財經大學社會工作發展研究中心)、 周飛舟氏 四川省檔案館での文獻調査および重慶での鄕村部調査に當たっては (北京大學社會學系)、瀧田豪氏 以上の各氏に心より感謝する 梁勇氏 (西南政法大學馬克思主義學院) (京都產業大學法學部)、 山本英史氏 寺田浩明 0) 陳 氏